

環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕 -2015年度フォローアップ調査結果- <総括>

2016年3月15日
 一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の取組み

経団連は、循環型社会の形成に向けて、産業界の主体的な取組みを推進するため、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」を策定し、41業種の参加を得て実行している（経緯については参考資料1参照）。

本計画では、現在、産業界全体の目標として「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績から65%程度削減」（2010年12月改定・第三次目標）を掲げるとともに、業種ごとの最終処分量目標も掲げている。さらに、各業種では、その特性や事情等を踏まえ、最終処分量以外の独自目標も掲げている。

これらの数値目標の着実な達成を目指すとともに、取組み状況を広く共有するため、毎年度フォローアップ調査を実施し、産業界全体目標の進捗状況や、各業種の独自目標に係る進捗状況、目標達成に向けた具体的取組み等を取りまとめている。

※環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕参加業種(41業種)

電力、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属製造、アルミ、伸銅、電線、ゴム、板硝子、セメント、化学、製薬、製紙、電機・電子、産業機械、ベアリング、自動車、自動車部品、自動車車体、産業車両、鉄道車両、造船、製粉、精糖、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、航空、通信、印刷(上記32団体が、産業界全体の産業廃棄物最終処分量算出の対象業種)、住宅(住宅は建設と重複するため、建設の内数扱いとし、加算せず)、不動産、工作機械、貿易、百貨店、鉄道、海運、銀行、損害保険。

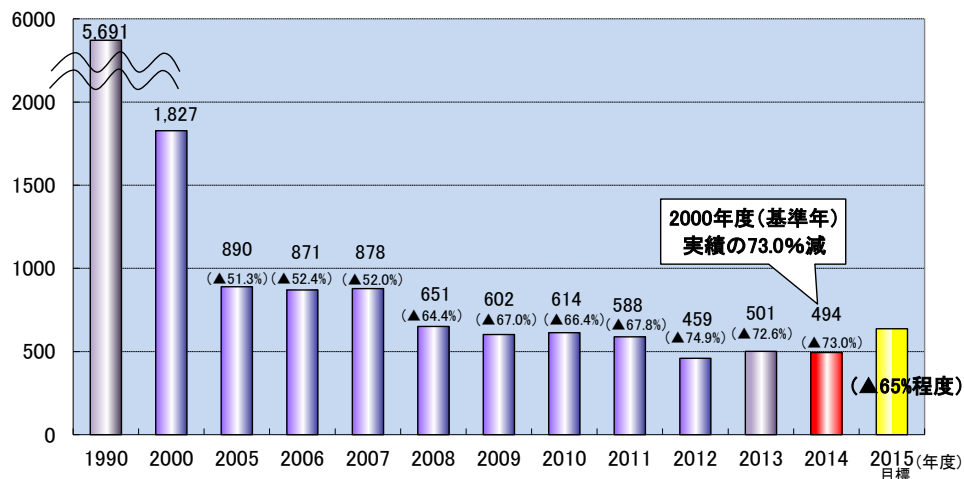
2. 2014年度における取組み結果

(1) 産業廃棄物最終処分量

2014年度の産業廃棄物最終処分量(32業種)の実績は約494万トンで、基準年である2000年度実績(約1,827万トン)から約73.0%減(1990年度実績から約91.3%減)であり、本計画の目標水準を引き続き上回った。

2014年度は、2013年度実績と比較して約7万トン(約1.4%)の減少となった(図1参照)。

図1 【産業界全体の産業廃棄物最終処分量】 (単位：万トン)



- ※1:2000年度(基準年)の産業廃棄物最終処分量実績に対する減少率(%)を括弧内に記載。
- ※2:本計画に参画する41業種中32業種の最終処分量の合計。なお、昨年度の調査結果から数値に変更のあった業種があるため、2013年度以前の合計値を変更している。
- ※3:1990年度実績には、セメント、造船、航空、印刷は含まれない。また、2000年度実績には、セメント、印刷は含まれない。なお、2014年度実績において、上記4業種が占める割合は全体の約0.5%である。
- ※4:東日本大震災に起因して発生した廃棄物は、産業廃棄物ではなく、災害廃棄物として処分されたと考えられるため、各業種の産業廃棄物への影響はほとんどなかったと思われる。他方、一部業種で、被災工場等の操業停止に伴う最終処分量の減少、リサイクル委託先の被災に伴う最終処分量の増加など、東日本大震災により、最終処分量の数値に若干の影響があった(2011年度)。
- ※5:2013年度最終処分量実績の約501万トンは、同年度のわが国全体の産業廃棄物最終処分量約1,172万トン(環境省調べ)の約42%を占めている。経団連の調査対象外の団体・企業の産業廃棄物には、例えば、上下水道業・鉱業・窯業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動植物性残さや動物のふん尿)等がある。

(2) 循環型社会の形成に向けた個別業種における取組み

35業種が、業種ごとの特性・実情等に応じた独自目標を掲げて、取り組んでいる。目標指標としては、例えば、産業廃棄物の再資源化率や事業系一般廃棄物の処分量、再生紙及び環境配慮型用紙購入率などがある。個々の独自目標及び2014年度の実績は別表(総括-6・7頁)のとおりである(詳細は個別業種版参照)。なかには、2010年12月に掲げた数値目標をすでに達成し、新たな数値目標を掲げて取り組む業界もある。

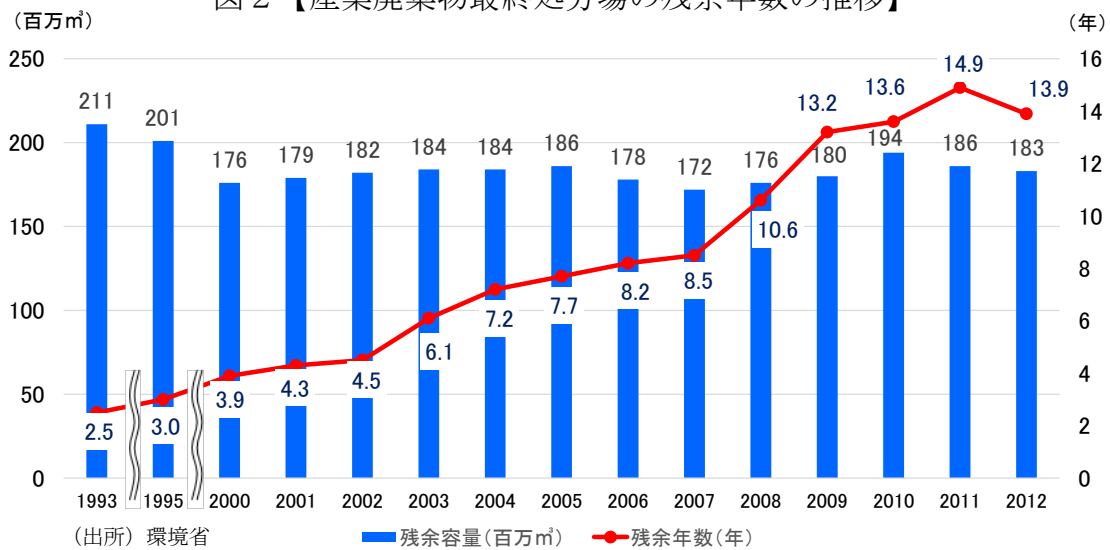
循環型社会の形成に向けた各業種の主な取組みとして、以下がある。

(リデュース)	・他産業の廃棄物の受け入れ
・火力発電熱効率の維持・向上	・サーマルリサイクルの実施
・需給管理の徹底による返品削減	・使用済廃家電等からの貴金属回収
・事業系一般廃棄物の削減	・生ごみの堆肥化
・レジ袋の削減	・海外におけるリサイクル事業の展開
(リユース・リサイクル)	(全般)
・廃棄物等の分別徹底	・中間処理による廃棄物の減容化
・技術開発・用途拡大による廃棄物・副産物の有効利用の促進	・環境配慮設計製品の開発・販売 (リサイクル事業者との情報連携含む)
・リサイクル部品の活用推進	・3Rの海外工場での水平展開
・優れたリサイクル業者の探索	・リサイクル原材料等の利用促進
	等

3. これまでの取組みによる最終処分量削減の推移と今後の課題

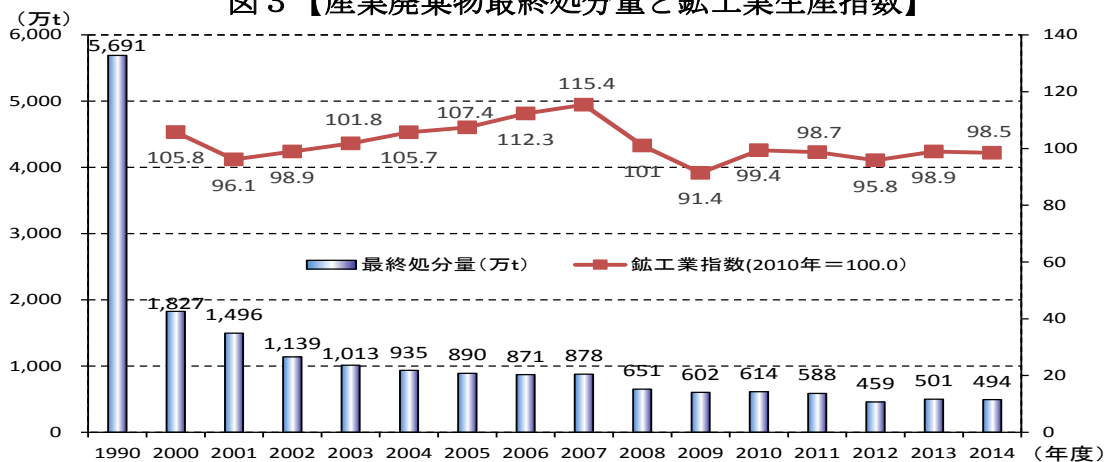
(1) 1990年代は、産業廃棄物の大規模な不法投棄が発覚したほか、産業廃棄物最終処分場の残余年数が極めて逼迫するなど、産業廃棄物処理問題が大きな社会問題となっていた。こうしたなか、経済界は、1990年代以降、循環型社会形成のための主体的な取組みを推進し、産業廃棄物最終処分量を1990年度比で大幅に削減することに成功した。また、不法投棄の量や件数も大幅に削減し、1993年に2.5年だった残余年数は2012年に13.9年へと改善した(図2参照)。

図2【産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移】



また、近年、とくに、景気拡大局面にあった2002年度から2007年度においても最終処分量を削減させたことは、自主行動計画の大きな成果と言える(図3参照)。

図3【産業廃棄物最終処分量と鉱工業生産指数】

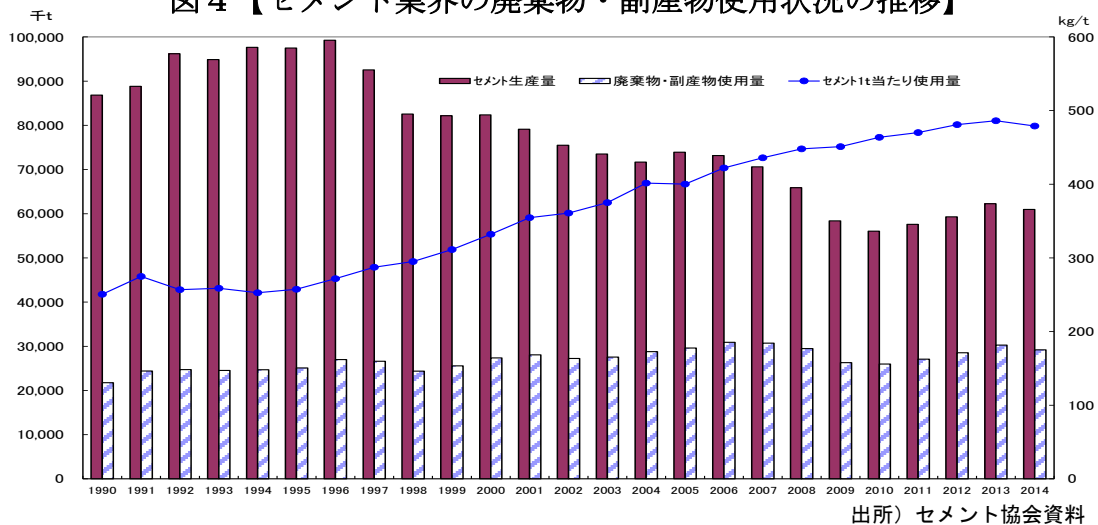


※1: 産業廃棄物最終処分量は経団連調べ(32業種)。2001~2004年度の最終処分量は、2006、2010~2012年度フォローアップ調査結果より引用。

※2: 景気動向を表わす指標は数多く存在するが、わかり易さという観点から、鉱工業生産指数を採用。鉱工業生産指数(2010暦年を100とする)は経済産業省「鉱工業指数」より作成。

(2) しかし、近年、産業廃棄物最終処分量の削減余地は限界に近づき、削減ペースが緩やかになっている。この背景としては、現在利用可能な技術や現行の法制度の下では、これ以上の削減が困難な業種が多いことがある。また、他産業から受け入れた廃棄物・副産物を使用するセメント産業では、セメント1トンあたりの使用量は増加傾向にあるが、生産量が低い水準にあるため(図4参照)、廃棄物・副産物の受入れ量が伸び悩んでいる。さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等による経済活動の活発化により、今後、最終処分量が増加する可能性もある。

図4 【セメント業界の廃棄物・副産物使用状況の推移】



(3) 他方、わが国は資源小国であり、産業廃棄物最終処分場の逼迫問題や廃棄物の適正処理の必要性といった観点のみならず、限りある資源を有効に利用する観点からも、循環型社会形成に向けた取組みの推進が求められる。政府の第三次循環型社会形成推進基本計画(2013年5月31日閣議決定)でも、事業者団体の取組みの重要性が指摘されている。

(4) そこで、産業界は、今後も、自主行動計画を推進し、産業廃棄物最終処分量の削減努力を続けるほか、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の一層の推進に向けて、消費者への情報提供・啓発活動等を含め、主体的に取り組んでいく。

産業界の取組みとしては、別途、容器包装リサイクル8団体で構成される「3R推進団体連絡会」が、2006年3月、「容器包装の3R推進のための自主行動計画」を策定し、毎年度、フォローアップ調査している。2015年12月には、2015年フォローアップ報告(2014年度実績)が公表されている。¹

(5) また、循環型社会の一層の進展のためには、産業界のみならず、政府・地方公共団体・国民の各主体が、適切な役割分担に基づき、連携を図りながら自らの役割を果たすことが重要である。特に、現在の技術水準・法制度の下では、3Rの一層の推進が限界に近づいていることに鑑み、政府による法

¹ 3R推進団体連絡会ウェブサイト参照: <http://www.3r-suishin.jp/sub1.html>

制度の運用改善・見直しや政策的支援が不可欠である(参考資料3、4参照)。
2015年度は、廃棄物処理法の2010年改正の施行から5年目を迎えるため、
近々、政府において廃棄物処理法のレビューが行われる予定である。不法投
棄・不適正処理に対しては厳格な対応が必要であるが、循環型社会形成を推
進するためには、併せて、企業が廃棄物処理やリサイクルをより効率的に取
組みやすい環境を整備する必要がある。経団連は、引き続き、政府に対して
規制改革を強く求めていく。

業種別独自目標一覧

※特に記載しない限り指標は産業廃棄物が対象

業種・団体名	目標指標	2014 年度 実績	目標 年度	目標の内容
電力(電気事業連合会)	再資源化率	97%	2015	95%程度とするよう努める
ガス(日本ガス協会)	①発生量 ②一般廃棄物再資源化率 ③想定掘削土量に対する新規土砂投入量の比率	①1,000t ②85.0% ③17.5%	2015	①1,000t 以下を維持する(2000 年度比約 79%削減) ②82%以上とする ③17%に抑制する
石油(石油連盟)	最終処分率	0.1%	2015	最終処分率 1%以下
鉄鋼(日本鉄鋼連盟)	①スチール缶の再資源化率 ②廃プラスチック等の利用量	①92.0% ②45 万 t	① - ②2020	①90%以上とする ②年間 100 万 t を利用する ※②は循環型社会形成をより一層推進する法制度や、集荷システム等の条件整備を前提
アルミニウム (日本アルミニウム協会)	アルミドロス再資源化率	98.3%	2015	99%以上を維持する
伸銅(日本伸銅協会)	最終処分量原単位	25.4%	2015	2000 年度比 35%以下に削減する
ゴム(日本ゴム工業会)	最終処分量原単位	0.001 万 t/万 t	2015	0.004 以下に維持するよう努める
板硝子(板硝子協会)	再資源化率	95.2%	2015	95%以上とする
電機・電子 (電機・電子 4 団体)	最終処分率	1.2%	2015	2%以下にする
産業機械 (日本産業機械工業会)	再資源化率	92.1%	2015	84%以上にする
ベアリング (日本ベアリング工業会)	再資源化率	97.2%	2015	95%とするよう努める
自動車 (日本自動車工業会)	再資源化率	99.9%	2015	99%以上を維持する
自動車部品(日本自動車部品工業会)	再資源化率	90.1%	2015	85%以上にする
自動車車体 (日本自動車車体工業会)	売上高カバー率	99.2%	2015	95%以上にする
産業車両 (日本産業車両協会)	再資源化率	91.3%	2015	90%以上を維持できるよう努める
鉄道車両 (日本鉄道車両工業会)	再資源化率	99.7%	2015	99%以上にする
造船(日本造船工業会)	再資源化率	81.3%	2015	86%程度にする
製粉(製粉協会)	再資源化率	94.7 %	2015	90%以上とする
精糖(精糖工業会)	再資源化率	98.2%	2015	90%以上にする
乳製品(日本乳業協会)	再資源化率	97.25%	2015	96%以上にする
清涼飲料 (全国清涼飲料工業会)	再資源化率	99.3%	2015	99%以上を維持する

業種・団体名	目標指標	2014年度実績	目標年度	目標の内容
ビール (ビール酒造組合)	再資源化率	100%	2015	100%を継続・維持する
建設 (日本建設業連合会)	①建設汚泥の再資源化等率 ②建設混合廃棄物の排出量	①85.0% ②280万t	2015	①85%にする ②175万t以下に削減(2000年度比64%削減)
航空(定期航空協会)	最終処分率	3.6%	2015	3.6%以下にすることを旨す
通信(NTTグループ)	①全廃棄物合計の最終処分率 ②通信設備廃棄物の最終処分率	①0.9% ②0.02%	2020	①2%以下にする ②ゼロエミッション(1%以下)を継続する
印刷 (日本印刷産業連合会)	再資源化率	97.6%	2015	90%以上を維持する
住宅 (住宅生産団体連合会)	再資源化率	87.0%	2015	90.4%とする (コンクリート96%、木材70%、鉄92%とする)
不動産(不動産協会)	再資源化率	紙 82.6% ビン 99.9% 缶 99.9%	2015	①紙は85%以上を目指す。また、ビン、缶、ペットボトルは100%水準の維持を図る。 ②再生紙購入率の向上 ③グリーン購入率の向上
工作機械 (日本工作機械工業会)	再資源化率	88.7%	2020	90%以上
貿易(日本貿易会)	①事業系一般廃棄物の処分量 ②事業系一般廃棄物の再資源化率	①0.7千トン ②85%	2015	①2000年度比78%削減する(1.0千トン以下に削減) ②85%とする
百貨店 (日本百貨店協会)	①店舗からの廃棄物の最終処分量(1㎡当たり) ②紙製容器包装(包装紙・手提げ袋・紙袋・紙箱)の使用量原単位(売上高当たりの使用量) ③プラスチック製容器包装の使用量	①41.9% ②25.9%	①2020 ②2020	①2000年度比50%の削減を目指す ②2000年度比45%の削減を目指す ③可能な限り削減に努める
鉄道(JR東日本グループ)	①駅・列車ゴミのリサイクル率 ②総合車両センターなどで発生する廃棄物のリサイクル率 ③設備工事で発生する廃棄物のリサイクル率	①94% ②96% ③95%	2016	①94% ②96% ③96%
海運(日本船主協会)	—	—	—	今後も国際基準に則り適切に廃棄物を処分していくとともに、廃棄物発生抑制などにも取り組んでいく。
銀行(全国銀行協会)	再生紙および環境配慮型用紙購入率	76.8%	2015	75%以上とする
損害保険 (日本損害保険協会)	①事業系一般廃棄物の排出量、リサイクル率 ②環境配慮製品の利用率 ③OA用紙の使用量 ④自動車リサイクル部品の活用	—	—	各保険会社が取り組み体制を整備し、本業を通じて各指標の改善に取り組む。

環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の経緯

1. 「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」の策定と産業界全体目標(第一次)の設定

経団連では、1991年4月に「地球環境憲章」をとりまとめ、環境保全に向け主体的・積極的な取組みを進める旨、宣言した。同憲章を受けて、1997年、35業種の参加を得て、廃棄物対策に係る「環境自主行動計画」を策定し、業種ごとの数値目標や目標達成のための具体的対策等を盛り込んだ。以後、毎年度、業種毎の進捗状況をフォローアップしている。

1999年12月には、産業界の主体的な取組みを強化するため、産業界全体の目標として、「2010年度における産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減に設定する」(第一次目標)を掲げた。

2. 「廃棄物対策編」から「循環型社会形成編」への拡充と産業界全体目標の改定

1999年に設定した産業界全体の2010年度目標は、2002年度から2005年度にかけて4年連続して前倒しで達成した。そこで、経団連では、2007年3月、従来の環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕を拡充し、廃棄物対策のみならず循環型社会形成に向けた産業界の幅広い取組みを促進することを目的とする、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に改編するとともに、目標について以下の見直しを行った。

(1) 産業界全体の目標(産業廃棄物最終処分量の削減目標)の見直し

産業廃棄物最終処分量の削減について、「2010年度に1990年度実績の86%減」を産業界全体の目標(第二次目標)とする。経団連としては、引き続き各業種に対して産業廃棄物最終処分量の削減を要請するとともに、産業界全体の目標としては上記を掲げ、引き続き、3Rの一層の推進に取り組むこととした。

(2) 業種別独自目標の策定

各業種において、業種毎の特性や事情等を踏まえ、産業廃棄物最終処分量以外の独自の目標を新たに設定し、循環型社会の形成に向けた主体的な取組みを一層強化する。業種別の独自目標には、再資源化率の向上や、発生量の削減、他産業からの廃棄物の受入量の増加などがある。

3. 「2011年度以降の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」の策定

産業廃棄物最終処分量の削減に係る第二次目標は2010年度を「目標年度」としている。2011年度以降も、産業界は引き続き主体的かつ積極的な3Rの推進に努めていくべく、2010年12月、①2015年度を「目標年度」とする産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減の第三次目標(「産業廃棄物の最終処分量を2015年度に2000年度実績の65%程度減」)の設定、②業種ごとの特性に応じた独自目標に係る設定——を2つの柱とする計画を策定し、そのフォローアップ調査を行うこととした。(詳細は参考資料2参照)

2011 年度以降の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕

2010 年 12 月 14 日

(社)日本経済団体連合会

1. これまでの経緯と基本的考え方

- (1) 日本経団連では、循環型社会の形成に向けた産業界の主体的な取組みを推進するために、1997 年に「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」を策定した。同計画は、毎年度フォローアップ調査を実施し、数値目標の着実な達成を目指すとともに、産業界の取組みをわかりやすく開示している。また、2007 年には、同計画を「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に拡充し、産業廃棄物最終処分量削減に係る「産業界全体の目標(第二次目標¹)」と、業種ごとの特性・事情等に応じた「業種別独自目標」により、産業界は循環型社会の構築に取り組んでいる。
- (2) 現行の第二次目標は 2010 年度を「目標年度」としており、2008 年度には目標を二年前倒しで達成した。2011 年度以降も、産業界は引き続き主体的かつ積極的な 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進に努めていくべく、①2015 年度を「目標年度」とする産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減の目標の設定、②業種ごとの特性に応じた独自目標に係る設定——を 2 つの柱とする計画を策定し、そのフォローアップ調査を行うこととする。
- (3) なお、政府は「第二次循環型社会形成推進基本計画」(2008 年 3 月)で、「2015 年度の産業廃棄物最終処分量を 2000 年度比約 60%減」を設定している。

2. 2011 年度以降の計画の具体的内容(1) 産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減に関する新たな目標

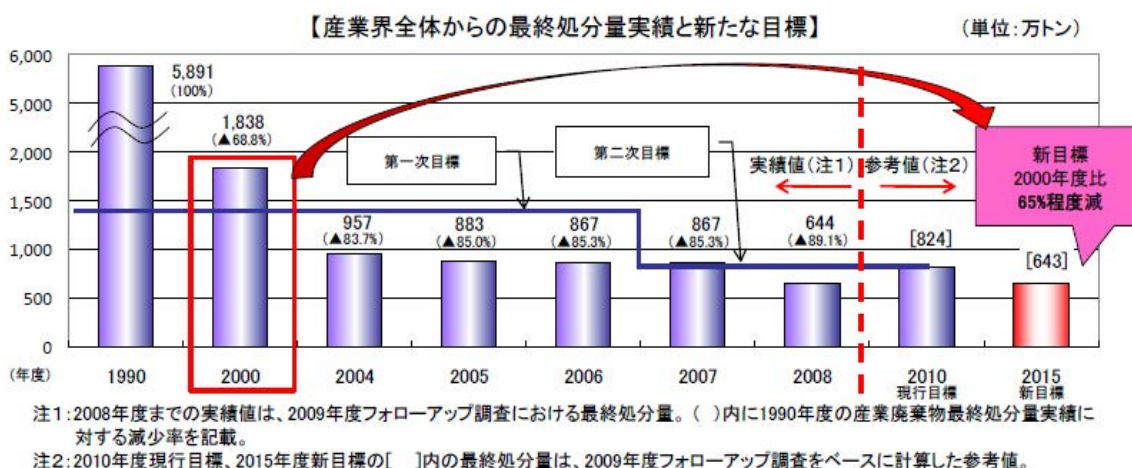
- ① 日本経団連としては、引き続き 3 R 推進をすべく、産業界全体(廃棄物の最終処分量削減に取り組む 31 業種全体)の目標を、「産業廃棄物の最終処分量を 2015 年度に 2000 年度実績の 65%程度減」とする。
- ② 産業廃棄物の最終処分量は景気動向の影響も大きく受ける。今後の見通しは必ずしも明らかではないが、自主行動計画の本来の目的は、各企業による主体的かつ積極的な 3 R の取組みを促すこと自体にある。したがって、各業種のこれまでの目標の達成状況や今後の生産動向の見通しなども十分踏まえ、政府目標(2000 年度比 60%減)よりも高い水準を主体的に設定し、産業界全体でさらなる循環型社会の進展に取り組むこととする。なお、この目標は、社会経済情勢に関して大きな変化がある場合には、必要な見直しを行うこととする。

¹ 2010 年度に 1990 年度実績の 86%減(2000 年度比 55.2%減)を目標としている。

○経団連と政府の目標

	2000 年度比	参考・1990 年度比
新目標 (2015 年度)	65%程度減	89%減(換算)
政府目標 (2015 年度)	60%減	87.5%減(換算)
現行目標 (2010 年度)	55.2%減(換算)	86%減

- ③ また、産業廃棄物最終処分量の削減は、既に相当程度実現(1990 年度実績の 89%減、2000 年度実績の 65%)している。現行の環境技術・法制度ではこれ以上の削減は限界に近いとする業種も多く、新しい目標を達成するためには政策的支援が必要である。そこで、経団連としては、「循環型社会のさらなる進展に向けた提言」(2010 年 9 月 14 日公表)や「2010 年度日本経団連規制改革要望」(2010 年 10 月 14 日公表)の実現を政府に対して引き続き求めていく。



(2) 業種別独自目標の設定・改善

- ① 産業廃棄物最終処分量の削減目標以外に、各業種の特性や事情等を踏まえた適切な目標がある場合には独自目標として設定し、3Rの推進に取り組む。その際、産業界全体の目標と同様、目標年度は2015年度、基準年度は2000年度を原則とする。
- ② また、各業種の独自目標の設定にあたっては、その定義等を分かりやすく説明することに努め、自主行動計画としての信頼性をこれまで以上に高める。
- ③ 一方、自主行動計画には、その事業の特性上、産業界全体の目標に参加できない業種も存在する。そこで、そうした業種については、引き続き、事業の実態に即した独自目標の設定などにより3Rの推進に取り組み、今後も産業界全体(現在41業種が参画)で、循環型社会のさらなる進展を目指していく。

以上

2015 年度経団連規制改革要望 (廃棄物・リサイクル分野)

1. 県外産業廃棄物流入規制の見直し

[内容]昨年度の政府回答に基づき早急に実態調査に着手するとともに、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて、着実に周知徹底すべき。

2. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の報告事項の統一

[内容]廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により提出が義務付けられている産業廃棄物管理票に関する報告書について、都道府県ごとに異なる報告様式の統一を徹底すべき。

3. 産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長

[内容]産業廃棄物処理業者における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長すべき。

4. 産業廃棄物収集運搬業許可取得手続きの合理化・短縮化

[内容]廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積み込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道府県ごとに同法施行規則第9条の2に基づく申請が必要となるが、業許可取得にあたっては、既に許可を取得した都道府県における申請内容を共有・活用することにより、審査の合理化・短縮化を図るべき。

5. 泥土圧式シールド工事掘削土の取扱いの見直し

[内容]「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成23年3月30日、環産第110329004号)における建設汚泥の取扱いについて(「2.3」解説(7))、泥水非循環工法(泥土圧シールド工法)を用いた場合に、分級機・調整槽・脱水機を導入して非泥状処理をした場合には、非泥状処理までを一体のシステムとして捉え、その時点をもって、「汚泥」か「土砂」かを判断すべき。

6. 食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直し

[内容]食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「麺類製造業」「そう菜製造業」「すし・弁当・調理パン製造業」「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設するなど、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直すべき。

**個別業種からの政府・地方公共団体に対する主な要望等
(個別業種版より)**

[電力]

- フライアッシュ（JIS 灰）の取扱いの徹底による利用促進

[ガス]

- 生活道路での掘削工事の掘削土直接埋め戻しの適用拡大
- 小規模導管工事の直接埋め戻し基準の緩和
- 小規模複数事業者の廃ガス機器の広域回収や廃PE管回収の許可

[鉄鋼]

- 集荷システム整備による廃プラスチック等の利用拡大
- 容器包装リサイクルシステムにおける材料リサイクル優先施策の見直しを含む入札制度の抜本的な見直し

[鋳業]

- 非鉄スラグの公共工事への採用等スラグ利用促進
- 有用金属の海外流出対策
- 中間処理業における受け入れ廃棄物の保管期間及び処理（処分）後のマニフェストの回付期間に係る規制緩和

[電線]

- 海外における廃棄物処理業者やリサイクル業者の情報開示促進施策
- 低濃度PCB処理の促進

[ゴム]

- 廃棄物県外搬入届けの廃止
- 廃棄物収集運搬の許可証の全国共通化
- 通達等に対する都道府県対応の統一化

[セメント]

- 廃棄物処理の許認可に関する申請様式などの統一
- 熱回収の観点からの再生利用認定制度の見直し
- 全国規模での大きなリサイクルの輪を構築するための広域移動の阻害要因の解決
- 廃プラスチックのエネルギーリカバリーのリサイクル手法としての確立
- プラスチック製容器包装再生処理ガイドラインの見直し
- 廃棄物の処分業や施設許可等の申請手続きの簡素化・迅速化
- 県外流入規制の見直し
- 自家発電設備における許可要件の緩和
- 廃棄物受入・処理設備の設置に対する補助金支給の検討

[化学]

- 廃棄物管理の面でバイオマス燃料の導入を促進する方策の導入
- 自治体を越えた事業系一般廃棄物の処分を可能にする仕組みの導入
- 優良認定産廃処理業者へ処理委託した排出事業者に対するインセンティブの付与

[製薬]

- 最終処分量減量に向けリサイクル化の推進
- 包装材料（アルミ複合フィルム等）のリサイクル技術の開発推進
- リサイクルの向上および最終処分量の削減の推進を目的とした、処分業者への補助金制度の創設
- リサイクル可能な廃棄物および取り扱う廃棄物処理業者の情報提供ツールを確立

[製紙]

- 現行の廃棄物に関する制度（企業グループ間で産業廃棄物を自ら処理できないこと、県産業廃棄物の流入規制等）の見直し
- 廃棄物の適正処理を確保しつつ、循環型社会のさらなる進展に向けた方向での、廃棄物処理法の点検・見直しの検討

[電機・電子]

- リサイクル機器、設備への税制優遇措置等によるリサイクル品の利用拡大
- 自社処理設備導入における補助金対象範囲の拡大
- 補助金による廃棄物の再資源化技術開発支援
- 廃棄物処理委託の処理状況確認の負担軽減、努力義務緩和
- 電子マニフェストの利用＝法令順守となる仕組みの構築
- 廃棄物・有価物の区別なく、排出物の処理ルートを追跡し、最終処分先を確認できるシステムの構築
- 木製パレットをバイオマス発電等に活用できる処理システムの公共事業としての構築
- 再利用可能な梱包材の開発と利用促進

[自動車部品]

- 自社内処理施設における手続の簡素化
- 廃棄物管理処理に関する調査依頼の一本化
- 各種調査の回答様式の共通化
- 国と地方の廃棄物関係法規における二重規制の一本化
- 少量の有価物や樹脂材料等をリサイクルする体制の整備
- 関係法規の改正時における簡易なガイドブック等、広報の充実
- ISO14001 認証の取得・維持に向けた助成措置

[造船]

- 事業系一般廃棄物（厨芥類、紙くず、段ボール等）の産業廃棄物（業種・品目限定扱い）への分類

- PCB処理の合理化
- 自治体によって異なる産廃処理書類の全国的な統一
- 行政における再資源化された資材の優先使用

[製粉]

- 事業系一般廃棄物の再資源化に関する環境整備

[乳業]

- 自治体の環境関連条例の制定や改正を一元的に把握できるシステムの構築
- 廃棄物の種別（産業廃棄物、事業系一般廃棄物）の判断に関する国の指針の作成
- 容器包装リサイクル制度の見直し
- 食品リサイクル率算定要件の見直し

[清涼飲料]

- 環境負荷低減設備への補助金制度の充実
- 煤塵・燃え殻の県外移出入規制の見直し

[ビール]

- グループ会社間での副産物・廃棄物循環利用に対する廃棄物処理法の規制緩和

[建設]

- 建設汚泥の自ら利用等に関する運用の統一
- 行政における建設汚泥の再生利用指定制度の活用

[印刷]

- プラスチック製容器包装廃棄物の合理的なリサイクルシステムの構築

[住宅]

- 地方公共団体が運営する処理施設における電子マニフェスト導入の促進
- 産業廃棄物の中間処理に関する事前協議の廃止

[貿易]

- 動植物性残渣の産業廃棄物処理指定業種への商社の追加
- 小売店のペットボトル店頭回収を実施する小売店に対するインセンティブ付与
- サーマルリサイクル基準の法制化
- 自治体ごとに異なるマニフェスト交付状況の報告様式等の統一・簡略化
- 自治体の産業廃棄物処理に関する規制等を整理したウェブサイト等による情報提供